

ひとり親家庭支援事業助成の手続きについて

子育て支援政策課より「ひとり親家庭支援事業登録決定通知書」が届きましたら、お手元で保管してください。

※「児童扶養手当証書」又は「ひとり親家庭等医療費受給資格証」の有効期間ごとに、ひとり親家庭支援事業登録も毎年更新の手続きが必要です。



さいたま市ファミリー・サポート・センター事業（子育て緊急サポート事業）を利用し、提供会員（サポート会員）へ利用料金を全額支払います。



利用があった月の翌月に、1か月分をまとめて「ひとり親家庭支援事業助成金交付申請書（様式第5号）」に記入し、援助活動報告書の写しを添えて、さいたまファミリー・サポート・センター（緊急サポートセンター埼玉）へ提出してください。



子育て支援政策課より「ひとり親家庭支援事業助成金交付決定通知書」が届いた後、指定の口座に助成金が振り込まれます。